

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月16日

しまんと新一次産業株式会社

1. 競争入札に関する事項

- (1) 事業主体：しまんと新一次産業株式会社
- (2) 補助事業名：令和元年度 高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業
- (3) 業務名：自動草刈機（リモコン式）納入業務
- (4) 納品場所：高知県四万十町瀬里 85-1
- (5) 業務内容：自動草刈機（リモコン式）納入（軽微な設置工事、設計変更対応等を含む）
- (6) 納期：令和2年3月20日まで
- (7) 入札方法

ア) 入札金額は、(5) で示す業務内容の総額を入札書に記載すること。

イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札公告に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ入札参加意思確認書を提出後この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 要求仕様書に合致した物品を確実に納入し得るものであること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3. 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、要求仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該要求仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、要求仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 担当窓口

名称：しまんと新一次産業株式会社

住 所：高知県高岡郡四万十町広瀬 583-13

電 話：090-8975-1273

担当者：山本 喜代晴

(3) 仕様書、入札意思確認書等の交付期間、連絡先及び説明場所

ア. 期 間：令和元年 12 月 17 日（火）～令和元年 12 月 26 日（木）までの執務時間中

イ. 場 所：高知県高岡郡四万十町本堂 707-70 四万十とまと株式会社

ウ. 電 話：090-8975-1273

(4) 入札参加意思確認書（以下「申請書」という。）の提出期間、場所及び方法

ア. 期 間：令和元年 12 月 17 日（火）～令和元年 12 月 26 日（木）までの執務時間中

イ. 場 所：高知県高岡郡四万十町本堂 707-70 四万十とまと株式会社

ウ. 方 法：上記場所に持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所ならびに入札書の提出方法（予定）

ア. 日 時：令和元年 12 月 27 日（金）11 時 00 分

イ. 場 所：高知県高岡郡四万十町本堂 707-70 四万十とまと株式会社 会議室

ウ. 方 法：上記場所に持参すること。

(6) 質疑事項

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問がない場合においても次のとおり、「ない」旨の書面提出を行なうこととする。

(1) 提出期限：令和元年 12 月 26 日（木）12 時まで

(2) 提出場所：高知県高岡郡四万十町本堂 707-70 四万十とまと株式会社

(3) 提出方法：上記場所に持参すること。

(4) 質問に対する回答：内容について確認でき次第、書面（FAX 送信）をもって回答する。

(7) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。（5）の日時、場所において投函すること。代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

4. 入札保証金

無

5. 最低制限価格

無

6. 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

7. 開札の方法

開札は、3の(5)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札(最多2回)を行う。入札に必要なもの(委任状、印鑑等)を持参すること。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7の要領で再度入札を行う。
- (4) 再度入札(合わせて3回の入札)を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9. 契約保証金

無

10. 契約書の作成

要

11. 本件入札に関して提出する書類

入札に参加する意思がある者は、別紙「入札参加意思確認書(様式2)」を令和元年12月26日(木)午後5時までに3(4)の場所に持参にて提出すること。

12. その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。